第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の仕組み

1 ごみの分別

本市におけるごみの分別表を表 3-1-1 に示します。

本市のごみは「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源《缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル》」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の 12 分別として、戸別収集(ペットボトルは除く。)をしています。

なお、ペットボトルは拠点回収とし、粗大ごみは申込み制となっています。



表 3-1-1 ごみの分別表

分別区分	排出日	出せる物	排出方法
燃やせる ご み	週2回の 指定日	・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒	指定袋
		・木の枝	規定の大きさにしてヒモで縛る。
燃やせない ご み	週 1 回の 指定日	・プラスチック・発泡スチロール類 ・陶磁器類 ・ガラス類 ・鋭利なもの(釘、包丁など) ・皮革類 ・ゴム・ビニール類 ・小型家電(排出方法の定めのない袋に入るもの) ・資源にならないもの (レースのカーテン、ストッキングなど)	指定袋 (割れたガラス、鋭利なものなどを排出するときは、危険のないように新聞などに包み、品名を袋に明記する。)
	月2回の	・缶・金属類・びん類	容 器 (缶・金属類とびん類を分ける。)
資 源	指定日	・紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック) ・布類	種類ごとにひもで十字に縛る。
	随時	・ペットボトル	専用回収ボックスへ入れる。
有害ごみ	月2回の 指定日	・スプレー缶 ・カセット式ガスボンベ ・ライター ・乾電池 ・体温計 ・カセットテープ ・蛍光管 ・ビデオテープ	専用袋 (スプレー缶、カセット式ガスボン べ、ライターは、中身を空にし、缶に 穴を開ける。蛍光灯は割れないように 箱に入れるか、新聞紙などに包み蛍光 管と表示する。) 10本までを一束にひもで十字に縛 る。
粗大ごみ	指定日	・指定収集袋に入らないもの・粗大ごみに指定されているもの	指定業者へ申し込み、粗大ごみ処理券 を貼って出す。

[※]ペットボトルは資源として、拠点回収(公共施設や回収協力店等)を行っています。

[※]以後、燃やせるごみを「可燃ごみ」、燃やせないごみを「不燃ごみ」として表現します。

第2節 ごみ排出量等の推移

1 ごみ排出量

本市における平成 18 年度から平成 22 年度までのごみ排出量を表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示します。



ごみ排出量は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源は減少傾向にあります。平成 22 年度においては、可燃ごみ 14,818 t、不燃ごみ 3,329 t、粗大ごみ 687 t、資源 4,941 t、集団回収 2,081 t の合計 25,856 t となっています。

			1	X 0 2 1		E		
		年 度		H18	H19	H20	H21	H22
	人	П	(人)	80, 841	81, 200	81, 448	81, 865	81, 852
	可	燃ごみ	(t/ 年)	16, 254	15, 986	15, 693	15, 106	14, 818
	不	燃ごみ	(t/ 年)	3, 575	3, 452	3, 400	3, 249	3, 329
	粗	大ごみ	(t/ 年)	720	681	667	672	687
	資	源	(t/年)	5, 850	5, 564	5, 276	5, 023	4, 941
	小	計	(t/年)	26, 399	25, 683	25, 036	24, 050	23, 775
隻	集 団	回収	(t/年)	1, 927	2, 179	2, 071	2, 042	2, 081
É	小	計	(t/年)	28, 326	27, 862	27, 107	26, 092	25, 856

表 3-2-1 ごみ排出量

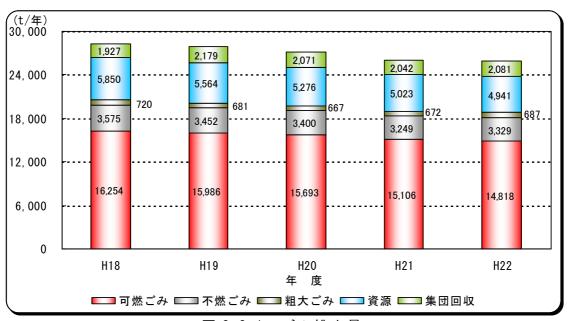


図 3-2-1 ごみ排出量

本市における平成 22 年度のごみ排出量及びごみ処理フローは、図 3-2-2 のとおりです。

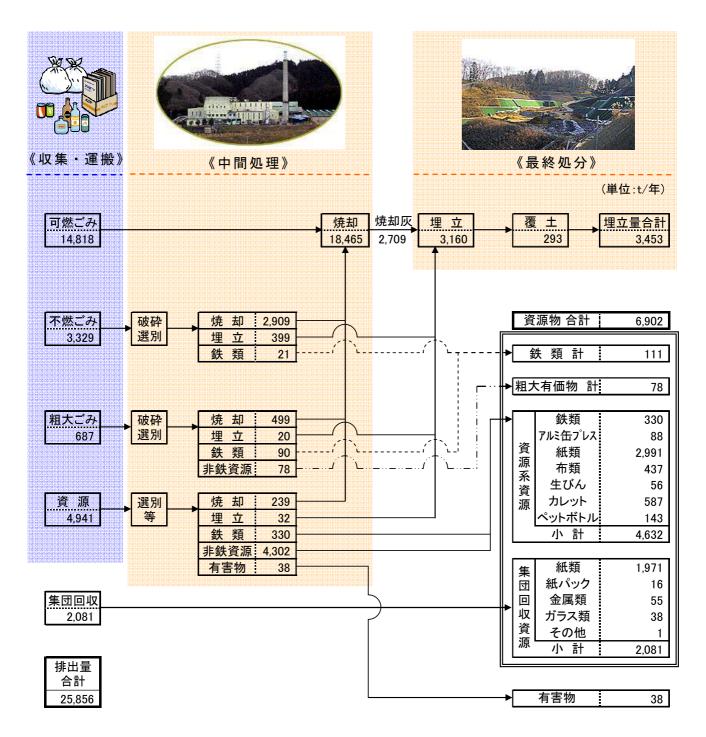


図 3-2-2 ごみ処理フロー (平成 22 年度)

2 1人1日当たりのごみ排出量

本市における平成 18 年度から平成 22 年度までの 1 人 1 日当たりのごみ排出量を表 3-2-2、表 3-2-3 及び図 3-2-3 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成21年度において873g/人·日と、全国平均、東京都平均と比較しても少ない状況となっています。

	公。 ここ・ハ・ロコル グロンが出土								
		年	度		H18	H19	H20	H21	H22
	可	燃ご	゚み	(g/人·日)	551	538	528	506	496
	不	燃ご	゚み	(g/人·日)	121	116	114	109	111
	粗	大ご	゚み	(g/人·日)	24	23	22	22	23
	資		源	(g/人·日)	198	187	177	168	165
	小		計	(g/人·日)	894	864	841	805	795
1	集 団		収	(g/人·日)	65	73	70	68	70
î	合		計	(g/人·日)	959	937	911	873	865

表 3-2-2 1人1日当たりのごみ排出量

備考) 1 人 1 日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量÷365 日÷人口 平成 19 年度においては、年間日数を 366 日とします。

	女。この「ハートコルノのこのが出土(日、水水脈)のこの対が							
	年 度		H18	H19	H20	H21	H22	
あ	人口	(人)	80, 841	81, 200	81, 448	81, 865	81, 852	
あきる	ごみ排出量	(t /年)	28, 326	27, 862	27, 107	26, 092	25, 856	
野市	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人·日)	959	937	911	873	865	
_	人口	(人)	12, 328, 919	12, 422, 890	12, 564, 409	12, 665, 949		
東京	ごみ排出量	(t /年)	5, 281, 029	5, 131, 706	4, 916, 151	4, 756, 639		
都	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人·日)	1, 174	1, 129	1, 072	1, 029		
国	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人·日)	1, 115	1, 089	1, 033	994		

表 3-2-3 1人1日当たりのごみ排出量(国、東京都、あきる野市)

備考)東京都、国の値については環境省 HP を参照しています(平成 22 年度については、本計画改定時において公表されていません。)。

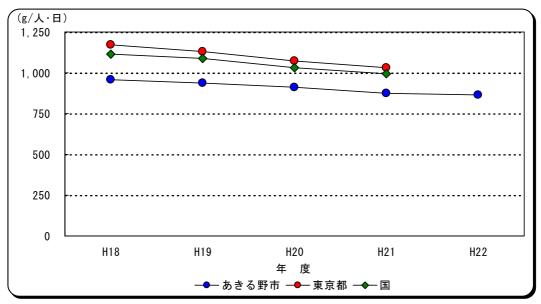


図 3-2-3 1人1日当たりのごみ排出量(国、東京都、あきる野市)

3 ごみの性状

西秋川衛生組合では、毎月 1 回、可燃ごみの性状調査を行っており、調査内容は 見かけ比重、組成、三成分及び発熱量となっています。

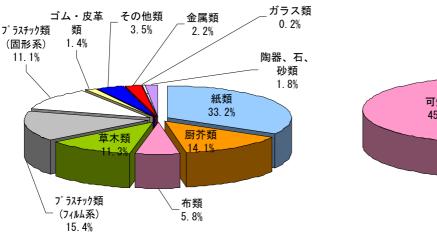
平成 18 年度から平成 22 年度までの可燃ごみの性状を表 3-2-4 に、また、その 5年間の平均を図 3-2-4 に示します。

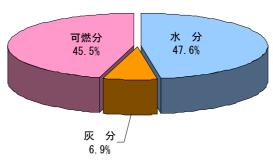
ごみの組成については、紙類、プラスチック類(フィルム系)及び厨芥類の順で高い割合を占めています。

一方、三成分(水分・灰分・可燃分)については、水分が約 50%と比率が高くなっています。

	測 定 年項 目		H18	H19	H20	H21	H22	平均
	紙類	(%)	40. 5	33. 2	36. 1	26. 3	30. 2	33. 2
組	厨芥類	(%)	14. 5	14. 6	16. 5	13. 6	11. 2	14. 1
	布類	(%)	2. 6	5. 7	5. 2	7. 3	8. 4	5. 8
	草木類	(%)	6. 1	9. 6	10. 7	15. 9	14. 0	11. 3
	プラスチック類 (フィルム系)	(%)	13. 9	16. 9	11. 0	17. 6	17. 6	15. 4
	プラスチック類 (固形系)	(%)	12. 0	12. 7	10. 6	10. 1	10. 1	11. 1
	ゴム・皮革類	(%)	0. 9	1. 0	0. 7	2. 2	2. 0	1. 4
	その他類	(%)	4. 2	3. 9	3. 4	2. 6	3. 4	3. 5
成	金属類	(%)	2. 3	2. 0	2. 1	2. 4	2. 0	2. 2
	ガラス類	(%)	0. 3	0. 0	0. 2	0. 3	0. 4	0. 2
	陶器、石、砂類	(%)	2. 7	0. 4	3. 5	1. 7	0. 7	1. 8
	見かけ比重	(kg/l)	0. 217	0. 213	0. 188	0. 229	0. 176	0. 205
Ξ	水 分	(%)	50. 6	43. 1	53. 8	45. 3	45. 3	47. 6
成	灰分	(%)	7. 9	6. 3	7. 0	6. 9	6. 3	6. 9
分	可燃分	(%)	41. 5	50. 6	39. 2	47. 8	48. 4	45. 5
	低位発熱量	(kcal/kg)	1, 566	2, 016	1, 443	1, 879	1, 905	1, 762

表 3-2-4 可燃ごみの性状





【ごみの組成】

【三成分】

図 3-2-4 可燃ごみの性状 (平成 18~22 年度平均)

4 リサイクル率

本市における平成 18 年度から平成 22 年度までのリサイクル率を表 3-2-5 及び図 3-2-5 に、リサイクル量を表 3-2-6 及び図 3-2-6 に、集団回収量を表 3-2-7 及び図 3-2-7 に示します。集団回収については、古紙類、金属類及びびん類を対象に行っています。

リサイクル率は、平成 21 年度においては 26.5%となっており、全国平均、東京都平均と比較すると、高いリサイクル率となっています。

表 3-2-5	リサイクル率	(国、東京都、	あきる野市)
TC 0 - 0	, , , , , , , ,		

	年	度		H18	H19	H20	H21	H22
あき	きる里	予市	(%)	26. 9	27. 4	26. 5	26. 5	26. 7
東	京	都	(%)	21. 2	22. 0	23. 2	23. 4	
全		国	(%)	19. 6	20. 3	20. 3	20. 5	

備考)東京都、国の値については環境省 HP を参照しています(平成 22 年度については、本計画改定時において公表されていません。)。

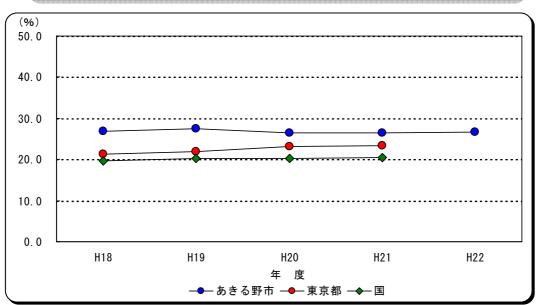


図 3-2-5 リサイクル率 (国、東京都、あきる野市)

表 3-2-6 リサイクル量

	年	度			H18	H19	H20	H21	H22
集団]	回	収	(t/年)	1, 927	2, 179	2, 071	2, 042	2, 081
₩□ - L = * 2.	鉄		類	(t/年)	101	73	96	92	90
粗大ごみ 処理施設	非	鉄	類	(t/年)	64	71	68	71	78
处理他改	小		計	(t/年)	165	144	164	163	168
	紙		類	(t/年)	3, 746	3, 556	3, 299	3, 063	2, 983
	紙	パッ	ク	(t/年)	9	8	8	7	8
the 44- hn TIII	金	属	類	(t/年)	569	526	460	437	439
不燃物処理・	ガ	ラ ス	類	(t/年)	652	659	624	628	643
資源化施設	ペッ	トボ	トル	(t/年)	98	97	117	138	143
	布		類	(t/年)	458	453	440	449	437
	小		計	(t/年)	5, 532	5, 299	4, 948	4, 722	4, 653
リサ	イク	ル	量	(t/年)	7, 624	7, 622	7, 183	6, 927	6, 902
ごみ	排	出	量	(t/年)	28, 326	27, 862	27, 107	26, 092	25, 856
リサ	イク	ル	率	(%)	26. 9	27. 4	26. 5	26. 5	26. 7

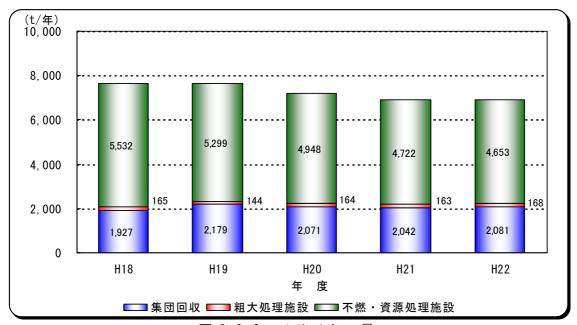


図 3-2-6 リサイクル量

		X 0 2 1	* H H "	^=		
年	度	H18	H19	H20	H21	H22
紙	類 (t/年)	1, 830	2, 066	1, 969	1, 936	1, 971
紙 パッ	ク (t/年)	14	12	13	13	16
金 属	類 (t/年)	38	50	45	50	55
ガラス	類 (t/年)	44	50	43	42	38
その・	他 (t/年)	1	1	1	1	1
合	計 (t/年)	1. 927	2. 179	2. 071	2.042	2, 081

表 3-2-7 集団回収量

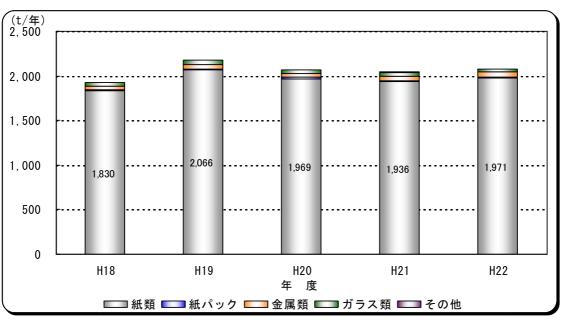


図 3-2-7 集団回収量

第3節 処理体制の現状

1 収集運搬

(1) 収集範囲

市全域を対象としています。

(2)処理・処分の形態

本市におけるごみの処理・処分の形態を表 3-3-1 に示します。

;	種 類	分別排出	収集方式	収集・運搬	中間処理	処分		
可燃ごみ		住民 事業者	戸別	委託	組合	組合		
7	「燃ごみ	住民 事業者	戸別	委託	組合	組合		
	金属類 生びん	住民 事業者	戸別	委託	組合	民間		
資源	カレット	住民 事業者	戸別	委託	組合	容リ法 指定業者		
具 <i>队</i>	紙類 布類	住民 事業者	戸別	委託	組合	民間		
	ペットボトル	住民 事業者	拠点	委託	組合	容リ法 指定業者		
有害ごみ		住民 事業者	戸別	委託	組合	民間		
料	且大ごみ	住民 事業者	申込制 による戸別	委託	組合	組合		

表 3-3-1 ごみの処理・処分の形態

(3) 収集運搬体制

本市におけるごみの収集運搬車両状況を表 3-3-2 に示します。収集運搬に関しては、4業者に委託し、13業者に許可を出しています。

	委託	業者	許可	業者	合 計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
収集運搬車両	66	145	91	404	157	549

表 3-3-2 ごみの収集運搬車両状況

(平成22年度実績)



[※] 事業系一般廃棄物の処理を受けようとする者は、市へ処理申込書の提出が必要です。

[※] 組合とは、西秋川衛生組合のことです。

[※] 容り法とは、容器包装リサイクル法のことです。

2 中間処理施設

本市においては、西秋川衛生組合が所有する中間処理施設「西秋川衛生組合高尾清掃センター」(以下「高尾清掃センター」という。)において中間処理を行っています。

高尾清掃センターの概要を表 3-3-3に示します。

名 称	西利	川衛生組合 高尾清掃セン	ター				
所在地	東京都あきる野市高尾521番地						
処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	不燃物処理·資源化施設				
処理能力	150 t /日 (75t/日×2 基)	30 t /5 h	不燃ごみ:20 t /5 h 資 源:20 t /5 h				
稼働時間	24 h/日	5h/日	5h/日				
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	破砕・選別処理	破砕・選別処理				
竣工年度	昭和52年度	昭和53年度	平成4年度				

表 3-3-3 高尾清掃センターの概要

(1)ごみ焼却施設

平成 18 年度から平成 22 年度までの西秋川衛生組合及び本市の焼却処理の実績を表 3-3-4 及び図 3-3-1 に示します。

高尾清掃センターごみ焼却施設においては、可燃ごみ、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの可燃性残さの焼却処理を行っています。また、焼却灰については、第2御前石最終処分場において埋立処分を行っています。

双00 + C0						י אם	- 03 17 0	/ NO AP X2 2	ᄄᆂ		
	年 度				H18		H19	H20	H21	H22	
あ		焼却処	卫理対	象量	(t/年)	19, 989	9	19, 649	19, 377	18, 625	18, 465
き		可	燃	ご み	(t/年)	16, 254	4	15, 986	15, 693	15, 106	14, 818
る野		不 資	然・粗 原の焼	l大・ ŧ却物	(t/ 年)	3, 735	5	3, 663	3, 684	3, 519	3, 647
市		焼	却	灰	(t/年)	2, 964	4	2, 936	2, 894	2, 845	2, 709
		焼却処	卫理対	象量	(t/年)	24, 846	6	24, 376	24, 023	23, 249	23, 061
衛西		可	燃	゛み	(t/年)	20, 096	6	19, 714	19, 375	18, 798	18, 491
生組合		不 資	然・粗 原の烤	l大・ ŧ却物	(t/ 年)	4, 750	0	4, 662	4, 648	4, 451	4, 570
		焼	却	灰	(t/年)	3, 684	4	3, 642	3, 588	3, 551	3, 382

表 3-3-4 ごみ処理施設における焼却処理量

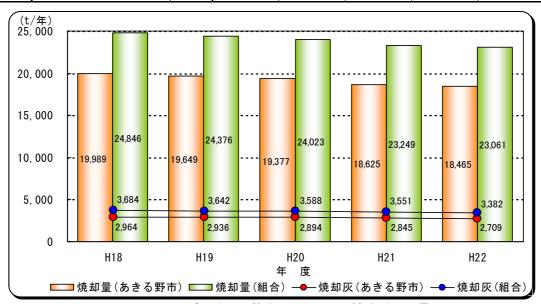


図 3-3-1 ごみ処理施設における焼却処理量

(2) 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設

平成 18 年度から平成 22 年度までの中間処理量を表 3-3-5 及び図 3-3-2 に、リサイクル量を表 3-3-6 及び図 3-3-3 に示します。 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設においては、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源の資源化処理を行っています。

不燃ごみ及び資源については、選別・圧縮による資源回収、 粗大ごみについては、破砕・選別により資源回収を行っています。



表 3-3-5 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設における中間処理量

			ŕ	丰 原	隻			H18	H19	H20	H21	H22
		粗ナ	こごみり	の理施:	没処理	量	(t/年)	720	681	667	672	687
		資		源		化	(t/年)	165	144	164	163	168
		可	燃	性	残	さ	(t/年)	526	513	481	486	499
		不	燃	性	残	さ	(t/年)	29	24	22	23	20
あ	17	不燃物:	処理・	資源化	施設处	0.理量	(t/年)	9, 425	9, 016	8, 676	8, 272	8, 270
きる		資		源		化	(t/年)	5, 532	5, 299	4, 948	4, 722	4, 653
る		可	燃	性	残	さ	(t/年)	3, 209	3, 150	3, 203	3, 033	3, 148
野市		不	燃	性	残	さ	(t/年)	645	530	489	487	431
П		有		害		物	(t/年)	39	37	36	30	38
		資		源		化	(t/年)	5, 697	5, 443	5, 112	4, 885	4, 821
		可	燃	性	残	さ	(t/年)	3, 735	3, 663	3, 684	3, 519	3, 647
		不	燃	性	残	さ	(t/年)	674	554	511	510	451
		有		害		物	(t/年)	39	37	36	30	38
		粗ナ	こごみり	の理施:	没処理	量	(t/年)	1, 037	983	963	949	947
ا ـــ ا		資		源		化	(t/年)	234	209	238	229	230
西秋		可	燃	性	残	さ	(t/年)	761	739	693	688	689
川		不	燃	性	残	さ	(t/年)	42	35	32	32	28
衛	7	不燃物:	処理・	資源化	施設	処理量	(t/年)	11, 200	10, 704	10, 247	9, 793	9, 746
生細		資		源		化	(t/年)	6, 355	6, 073	5, 641	5, 385	5, 283
組合		可	燃	性	残	さ	(t/年)	3, 989	3, 923	3, 955	3, 763	3, 881
		不	燃	性	残	さ	(t/年)	805	660	605	606	533
		有		害		物	(t/ 年)	51	48	46	39	49

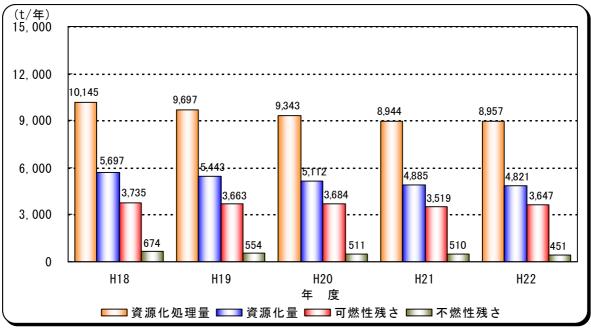


図 3-3-2 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設における中間処理量

表 3-3-6 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設におけるリサイクル量

		年 度		H18	H19	H20	H21	H22
		粗大ごみ処理施設	(t/ 年)	165	144	164	163	168
		鉄類	(t/ 年)	101	73	96	92	90
		非 鉄 類	(t/ 年)	64	71	68	71	78
+	不	燃物処理・資源化施設	(t/年)	5, 532	5, 299	4, 948	4, 722	4, 653
あき		紙類	(t/年)	3, 746	3, 556	3, 299	3, 063	2, 983
きる		紙 パック	(t/ 年)	9	8	8	7	8
野市		金 属 類	(t/ 年)	569	526	460	437	439
"		ガ ラ ス 類	(t/ 年)	652	659	624	628	643
		ペットボトル	(t/ 年)	98	97	117	138	143
		布類	(t/ 年)	458	453	440	449	437
		合 計	(t/ 年)	5, 697	5, 443	5, 112	4, 885	4, 821
		粗大ごみ処理施設	(t/年)	234	209	238	229	230
		鉄 類	(t/年)	143	106	139	129	122
		非 鉄 類	(t/年)	91	103	99	100	108
西和	不	燃物処理・資源化施設	(t/年)	6, 355	6, 073	5, 641	5, 385	5, 283
秋川		紙 類	(t/年)	4, 303	4, 075	3, 760	3, 491	3, 384
衛		紙 パック	(t/ 年)	9	10	10	8	9
生組		金 属 類	(t/ 年)	656	604	525	500	502
合		ガ ラ ス 類	(t/ 年)	748	754	711	717	729
		ペットボトル	(t/年)	113	111	133	157	162
		布類	(t/ 年)	526	519	502	512	497
		合 計	(t/年)	6, 589	6, 282	5, 879	5, 614	5, 513

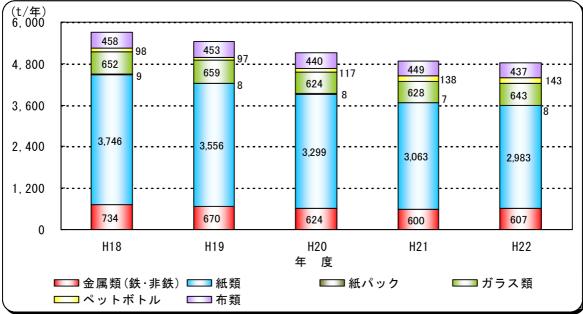


図 3-3-3 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設におけるリサイクル量





3 最終処分場

西秋川衛生組合御前石最終処分場の概要を表 3-3-7 に、平成 18 年度から平成 22 年度までの最終処分量を表 3-3-8 及び図 3-3-4 に示します。

第2御前石最終処分場においては、高尾清掃センターごみ焼却施設からの焼却灰、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの不燃性残さを埋立処分しています。

	名 称	第1御前石最終処分場	第2御前石最終処分場		
	所在地	東京都あきる野市網代483番地外			
形	が式・処理方法 かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	準好気性			
	埋立面積	0. 94ha	1. 01ha		
規模	全体容量	97, 000㎡	87, 000㎡		
况保	廃棄物処分容量		70, 000㎡		
j	埋立予定期間	平成12年度埋立終了	平成12年度~平成28年度		
埋:	立廃棄物の種類	焼却灰及び不燃性残さ			
	竣工年度	昭和53年度	平成12年度		

表 3-3-7 御前石最終処分場の概要

表 3-3-8 最終処分量

	年			H18	H19	H20	H21	H22
	最終処分対	象量	(t/年)	3, 638	3, 490	3, 405	3, 355	3, 160
あき	焼却	灰	(t/年)	2, 964	2, 936	2, 894	2, 845	2, 709
る	不燃性	残さ	(t/ 年)	674	554	511	510	451
野市	覆	±	(t/年)	966	613	749	579	293
	合	計	(t/年)	4, 604	4, 103	4, 154	3, 934	3, 453
西	最終処分対	象量	(t/年)	4, 531	4, 337	4, 225	4, 189	3, 943
秋川	焼却	灰	(t/年)	3, 684	3, 642	3, 588	3, 551	3, 382
衛	不燃性	残さ	(t/ 年)	847	695	637	638	561
生組	覆	土	(t/年)	1, 202	762	928	728	364
合	合	計	(t/年)	5, 733	5, 099	5, 153	4, 917	4, 307

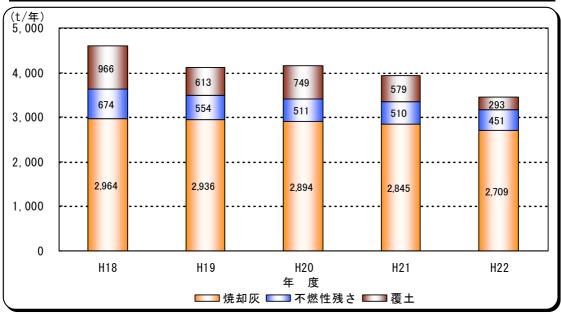


図 3-3-4 最終処分量

第4節 一般廃棄物処理システムの評価

1 前提条件

平成 20 年 6 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。

そのため、本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下「支援ツール」という。)を用いて実施しました。

2 類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を実施しました。なお、選定に当たっては、 関東圏で人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目で同様の形態を示していることが条件となっています。

類似都市の概要を表 3-4-1 に、類似都市一覧を表 3-4-2 に示します。

 人口形態
 都市

 人口区分
 60,000 人以上~100,000 人未満

 産業構造
 二次・三次人口比 95%以上、三次人口比 65%以上

表 3-4-1 類似都市の概要

表 3-4-2 類似都市一覧 (25 都市)

都道府県	市町村	都道府県	市町村
	龍ケ崎市		茂原市
茨城県	牛久市	千葉県	君津市
	守谷市		四街道市
	飯能市		国立市
	蕨市		狛江市
	鳩ヶ谷市		東大和市
	志木市	東京都	清瀬市
	和光市		武蔵村山市
埼玉県	桶川市		稲城市
	北本市		あきる野市
	蓮田市	神奈川県	逗子市
	坂戸市		
	鶴ヶ島市		
	吉川市		

3 システム分析結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を表 3-4-3 及び図 3-4-1 に示しま す。一般廃棄物処理システムにおいては、外国人人口を除いた人口により1人1日 当たりのごみ排出量を算出しているため、本計画内における算出数字とは若干の差 異が生じています。

標準的な指標	人口1人1日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人·日)	(t/t)	(t/t)	(円/人·年)	(円/t)
平均	0. 887	0. 273	0. 048	11, 785	34, 487
最 大	1. 123	0. 379	0. 129	17, 410	47, 610
最 小	0. 796	0. 173	0.000	8, 406	25, 742
あきる野市	0. 880	0. 265	0. 129	13, 566	46, 866
				10111	日当たりごみ総排出量

表 3-4-3 システム分析結果

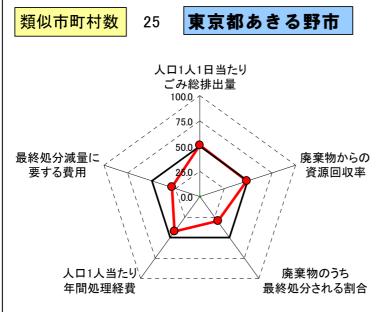
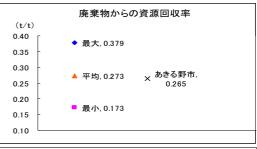


図 3-4-1 システム分析結果

- 注1) 図中における赤線はあきる野市実績、黒線は 類似都市の平均です。
- 注 2) 評価は、平成 21 年度実績を用いています。











4 分析結果の評価

分析結果の評価を以下にまとめます。

本市は、類似都市の平均と比較しますと、人口1人1日当たりのごみ発生量が若干少なく、資源回収率が若干低く、最終処分割合が高くなっております。また、人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用が高くなっています。

(1) 人口1人1日当たりごみ発生量【ごみ発生量÷365÷人口】

人口1人1日当たりごみ発生量については、類似都市の平均887g/人·日に対し、 本市は880g/人·日と若干少ない状況にあります。

(2)廃棄物からの資源回収率【資源化量÷ごみ発生量】

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均 0.273 t/t に対し、本市は 0.265 t/t と若干低くなっています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合【最終処分量÷ごみ発生量】

廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均 0.048 t / t に対し、本市は 0.129 t / t と高くなっています。

(4) 人口1人当たり年間処理経費【処理及び維持管理経費÷人口】

人口 1 人当たり年間処理経費については、類似都市の平均 11,785 円/人·年に対し、本市は 13,566 円/人·年と高くなっています。

(5) 最終処分減量に要する費用

【(処理及び維持管理費-最終処分費)÷(ごみ総合計-最終処分量)】

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費は、類似都市の平均34,487円/tに対し、本市は46,866円/tと高くなっています。

第5節 現状の分析

1 前回計画の達成状況

(1) ごみ排出量(1人1日当たりのごみ排出量)

本市におけるごみ排出量の目標達成状況を表 3-5-1 及び表 3-5-2 に示します。可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみにおいて前回計画の目標値を達成しました。

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	(t /年)	(t /年)	(t /年)
平成22年度(実績)	14, 818	3, 329	687
前回計画における平成22年度の目標値	17, 012	3, 624	739
達成状況	〇(達成)	〇(達成)	〇(達成)

表 3-5-1 ごみ排出量

備考)資源については発生抑制施策の対象外としているため、資源における達成状況は除いています。

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	(g/人·日)	(g/人·日)	(g/人·日)
平成22年度(実績)	496	111	23
前回計画における平成22年度の目標値	548	117	24
達成状況	〇(達成)	〇(達成)	〇(達成)

表 3-5-2 1人1日当たりのごみ排出量

(2) リサイクル率

リサイクル率における達成状況を表 3-5-3 に示します。 前回計画の目標値をほぼ達成しました。

五000 / / / /	, , , , , ,
	リサイクル率
	(%)
平成22年度(実績)	26. 7
前回計画における平成22年度の目標値	27以上
達成状況	△(ほぼ達成)

表 3-5-3 リサイクル率

(3) 最終処分量(西秋川衛生組合)

西秋川衛生組合における最終処分量の達成状況を表 3-5-4 に示します。 最終処分量は減少したものの、当初予定していた更新施設の稼動が計画の見直 しなどにより遅れたため、前回計画の目標値を達成できませんでした。

表 3-5-4 西秋川衛生組合における最終処分量

	最終処分量
	(t /年)
平成22年度(実績)	3, 943
前回計画における平成22年度の目標値	おおむね半分以下 (2,775)
達成状況	× (未達成)

2 本市における課題

(1)減量化の課題

ア ごみの減量化の推進

本市におけるごみ排出量のうち約60%を可燃ごみが占めます。

平成 21 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 873g/人・日であり、全国平均の 994g/人・日、東京都平均の 1,029g/人・日と比較しても、低い排出量となっていますが、可燃ごみの更なる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。



また、三成分(水分・灰分・可燃分)の約50%を占める水分の多くは、可燃ごみに含まれていることから、減量化の推進のため、対策を講じる必要があります。

(2)リサイクルの課題

ア リサイクル率の向上

本市のリサイクル率を見ると、平成 21 年度は 26.5%であり、全国平均の 20.5%、東京都平均の 23.4%と比較しても、高いリサイクル率となっていますが、分別の徹底を促進し、循環型社会構築のため、更なるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。



イ 集団回収の推進

本市の集団回収量は横ばい傾向となっており、更なる集団回収の促進を図る仕組みを作る必要があります。

集団回収は市民主体の事業であるため、地域コミュニティの活性化や地域での 環境教育の場となることも期待できます。

ウ 分別品目の見直し

現在、拠点回収としているペットボトル、不燃ごみとして収集している廃プラスチックについて、新ごみ処理施設整備に伴い分別品目の見直しを行う必要があります。

(3) 最終処分の課題

ア 最終処分場の延命

本市の最終処分量は減少傾向となっていますが、組織市町村及び組合における 貴重な最終処分場を将来にわたり確保していくためにも、最終処分場の延命を図 っていく必要があります。